令和５年度第１回大阪府環境審議会会議録

　　　　　開　催　日　　　令和５年７月１１日

　　　　　開催場所　　　咲洲庁舎　４４階　大会議室

　　　　　　　　　　　　　オンライン会議システム併用

令和５年度第１回大阪府環境審議会

令和５年７月１１日

司会（田村参事）　　皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和５年度第１回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

　本日の司会を務めさせていただきます、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　委員の皆様方には、大変お忙しいところ、皆様御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

　それでは、会議の開催に先立ちまして、大阪府環境農林水産部部長の原田より御挨拶申し上げます。

原田環境農林水産部長　　皆さん、おはようございます。大阪府環境農林水産部長の原田でございます。

　辰巳砂会長はじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、第１回の環境審議会ということでお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。また、平素より、環境行政はじめ、大阪府政の推進に御支援と御協力を賜りまして、この場をお借りして心から御礼を申し上げます。

　さて、九州北部では、昨日からの豪雨によりまして、大規模な洪水でございますとか土砂災害が発生しております。お亡くなりになられました方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

　気候変動によります影響は激甚化をしております。危機的な状況であるという認識に立ちまして、今年４月に開催されましたＧ７の札幌での環境大臣会合、こちらでは、二酸化炭素の排出削減に係る行動の加速化が必要であるという認識が共有されたところでございます。

　大阪府下におきましても、知事をトップといたしまして、おおさかカーボンニュートラル推進本部を昨年７月に立ち上げました。大阪府自らの率先取組のほか、府民の行動変容でございますとか事業者の脱炭素経営の推進などの取組を加速するということにしております。

　また、プラスチック資源循環法が施行されました。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理まで一貫した取組の推進など、さらなる循環型社会の形成を目指した取組を進めていく必要がございます。

　こうした中、本日の１件目の審議事項といたしましては、平成１４年からリサイクル施設の立地を進め、各種リサイクルを推進してきておりますエコタウン事業に関します今後の方向性等につきまして、諮問をさせていただきたいと考えてございます。

　次に、今後の大阪府環境教育等行動計画のあり方につきましては、昨年６月に諮問をさせていただきまして、これまで６回にわたり、環境・みどり活動促進部会において検討を重ねていただいております。環境教育は、大阪府の地球温暖化対策実行計画の１つ目の柱でございます意識改革・行動喚起の取組を推進する上でも非常に重要なものと考えております。本日、部会からの御報告について御審議をいただきまして、答申の取りまとめをよろしくお願い申し上げます。

　本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様からの忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（田村参事）　　それでは、本日の会議進行について、私のほうからお願い事項がございますので、幾つか御説明させていただきたいと思います。座って御説明させていただきます。

　まず、本日はオンラインを併用した会議となってございます。資料につきましては、オンラインの出席の委員の皆様には事前にメールでお送りをさせていただいております。また、会場に御出席の皆様におかれましては、お手元にタブレットで閲覧できるように御準備させていただいておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

　資料の一覧については、事前に配付しました議事次第の裏面ですか、２ページ目に記載しておりますので、もしファイル等の不足等ございましたら、事務局にお申し出いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。昨年１２月に開催しました令和４年度第２回の環境審議会以降に新たに御就任いただいた委員の御紹介をさせていただきたいと思います。

　まず、学識経験のある者とて御就任いただきました委員の紹介からさせていただきます。

　立命館大学の小杉委員でございます。小杉委員、よろしくお願いいたします。

小杉委員　　どうも。小杉でございます。よろしくお願いします。

司会（田村参事）　　よろしくお願いいたします。

　続きまして、府議会議員の委員の御紹介をさせていただきます。ウェブで御参加いただいています中野委員でございます。

中野委員　　中野稔子でございます。よろしくお願いいたします。

司会（田村参事）　　よろしくお願いいたします。

　続きまして、会場にお越しいただいております岩本委員でございます。

岩本委員　　岩本です。よろしくお願いします。

司会（田村参事）　　続きまして、会場にお越しいただいています西元委員でございます。

西元委員　　西元です。よろしくお願いいたします。

司会（田村参事）　　続きまして、会場にお越しいただいています横道委員でございます。

横道委員　　横道でございます。よろしくお願いいたします。

司会（田村参事）　　続きまして、ウェブで御参加いただいています由井委員でございます。

由井委員　　皆さん、こんにちは。由井聖太です。よろしくお願いいたします。

司会（田村参事）　　よろしくお願いいたします。

　また、臨時委員及び幹事の皆様につきましても、年度替わりなどで変更が生じてございまして、御紹介は省略させていただきますが、お配りしております出席者一覧及び委員名簿に（新）という形で印をつけさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

　本日の出席者の状況でございますが、オンラインと会場を合わせまして、委員定数４２名のうち、現時点で２４名の方に御出席いただいております。大阪府環境審議会条例第５条第２項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

　なお、オンラインで御出席の方は、通常はカメラとマイクをオフにしていただきまして、御発言のある際にカメラとマイクをオンにしていただきますようお願いいたします。その際、会長から御指名があると思いますので、それに伴いまして御発言いただければと思います。発言が終わりましたら、カメラとマイクはオフに戻していただきますようにお願いいたします。

　御発言の御意向につきましては、事務局において画面表示を基に漏れがないよう確認しておりますが、万一見落とし等ございましたら、申し訳ありませんが、マイクをオンにしてお声がけいただきますようにお願いいたします。

　それでは、本日の審議事項のうち、１つ目、諮問事項が１件ございます。資料１－１によりまして、大阪府から環境審議会に諮問をさせていただくということでなってございます。

　ついては、原田部長のほうから辰巳砂会長に諮問文をお渡しさせていただきますので、原田部長と辰巳砂会長は壇上のほうに御移動いただいてよろしいでしょうか。

原田環境農林水産部長　　大阪府知事名での諮問文、私のほうから読み上げをさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

　「大阪府環境審議会会長　辰巳砂昌弘様

　大阪府知事　吉村洋文

　今後のエコタウン事業の方向性等について（諮問）

　標記について、貴審議会の意見を求めます。」

　どうぞよろしくお願いします。

司会（田村参事）　　ありがとうございました。

　諮問につきましては以上でございましたので、これ以降の議事の進行につきましては、辰巳砂会長に進行をお願いしたいと思います。

　では、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

辰巳砂会長　　会長の辰巳砂でございます。それでは、議事を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

　本日の議題は、審議事項が２件、報告事項が２件となっております。

　では、先に審議事項から扱わせていただきます。

　ただいまの諮問事項ですね。今後のエコタウン事業の方向性等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

木村資源循環課長　　おはようございます。循環型社会推進室資源循環課の木村と申します。私のほうから、諮問内容につきまして御説明をさせていただきます。説明のほう、座ってさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　説明のほうは、Ａ３の資料の１－２でさせていただきたいと思いますので、そちらの資料のほうを御覧いただければと思います。

　今回、今後のエコタウン事業の方向性等について御審議をいただきますが、まず初めに、エコタウン事業について説明をさせていただきたいと思います。

　資料１－２の点線囲みのところを御覧ください。

　エコタウン事業と申しますのは、平成９年度に国によって、地域の特性を踏まえ、リサイクル推進等を通じた資源循環型経済社会の構築を目的として創設された制度で、大阪府を含めまして計２６地域でエコタウンプランとして承認をされております。

　国は、平成１７年度までエコタウンプランに位置づけられた先進性・先駆性を有する事業に補助を行っておりましたが、平成３０年度に事業の総括を実施し、現在、プランの継続及び見直し等につきましては各自治体の判断に委ねられているという状況になっております。

　それでは、諮問に至りました背景のほうにつきまして御説明をさせていただきます。

　大阪府は、大量に発生する廃棄物、全国に比べ低いリサイクル率や都市部における廃棄物処理施設の立地困難などの課題解決を図るために、平成１４年にリサイクル技術の公募・選定を行いまして、堺第７－３区産業廃棄物最終処分場の跡地へリサイクル施設の立地を進めてまいりました。

　平成１７年７月に大阪府エコタウンプランを策定いたしまして、国の承認を受け、事業者支援を行ってきております。

　今月でちょうどプラン策定から１８年が経過をいたしました。この間、各種リサイクル法の定着とともに、廃棄物量は減少、リサイクル率も向上しております。後ほど説明させていただきますけども、エコタウン事業につきましても一定の成果が出ております。一方、昨今のカーボンニュートラルに対する機運の高まりやプラスチック資源循環法の施行など、社会経済情勢や環境関連産業を取り巻く状況が変化をしています。

　このような状況を踏まえまして、今後、より一層、循環型社会の形成を促進するために、既存のエコタウン事業に加えまして、堺第７－３区を活用して、大阪府として新たなエコタウン事業の展開を図っていくことが必要になっていることから、今回、今後のエコタウン事業の方向性と、それに基づく新規公募に係る公募要綱及び選定基準の策定並びに応募事業者の選定について諮問をさせていただくものです。

　資料左下の経過につきましては、説明をさせていただきました内容を時系列に整理をさせていただいております。

　次に、資料右上のほうの現状及び課題を御覧ください。

　現在の大阪府のエコタウンプランには、先進的に整備すべきリサイクル施設といたしまして、有害物質を含む等処理困難な廃棄物の適正処理・リサイクル施設、建設廃棄物などの「最終処分される量及び比率が高い廃棄物」のリサイクル施設、容器包装廃棄物や食品廃棄物などの「資源として有用性があり更に有効利用を進めるべき廃棄物」のリサイクル施設の３つを掲げております。

　これらに対応いたしまして、策定当初、平成１６年、１７年当時に堺第７－３区に５施設、寝屋川市に１施設が立地されております。現在では、堺第７－３区に８施設、寝屋川市に１施設が立地しているという状況になってございます。

　施設立地による成果につきましては、廃棄物の搬入量につきましては、グラフのほうにも示しておりますが、令和２年、３年は、コロナの影響を受けておりますけれども順調に増加し、全体として堅調に推移をしていると考えております。

　見学者につきましては、累計で約２万７,０００人、見学にいらっしゃっておられまして、環境教育や環境関連産業の振興に寄与している状況となっております。

　雇用人数につきましても、平成１９年度より年間１５０人から２００人で推移しており、雇用創出にも一定の寄与をしているという状況でございます。

　リサイクル率の変化を参考に示させていただいておりますが、府のデータがある分につきましては府のデータを、ないものは国のデータをお示しさせていただいております。先に説明をさせていただきましたが、各リサイクル法の定着とともにエコタウン事業も成長しておりまして、これらの廃棄物に係るリサイクル率も向上しているところでございます。

　続きまして、新たな課題及び変化について説明をさせていただきます。

　社会経済や環境関連産業を取り巻く状況の変化等といたしまして、政府及び大阪府も表明しております２０５０年のＣＯ２排出量実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルへの対応、プラスチック資源循環法の施行に伴います製品プラスチックのリサイクル施設整備への対応、使用済み太陽光パネルの大量廃棄への対応、大阪府循環型社会推進計画の推進によります２０５０年にめざすべき循環型社会の将来像の実現で、具体的には、２０３０年に生じた廃棄物はほぼ全量が再生資源やエネルギーとして使用され、２０３５年にプラスチックごみは１００％有効利用される。２０５０年にサーキュラーエコノミーに移行し、全ての府民が持続可能なライフスタイルが実現されている社会を将来像としており、今後、これらの変化及び目標に向け、エコタウン事業の展開を図っていく必要があると考えております。

　次に、右にございます継続課題について説明をさせていただきます。

　１つ目の持続可能な地域づくり（循環共生型社会の構築）は、国が提唱しております地域循環共生圏のことで、府域で発生した廃棄物は府域で処理をし、有効利用するというものでございます。

　２つ目は、府内リサイクル率の向上です。リサイクル率は先ほども説明させていただきましたとおり、この間向上はしておりますが、一般廃棄物、産業廃棄物とも全国平均と比べて低い状況になっております。

　３つ目は、廃棄物処理施設等の立地促進です。都市部での立地の困難性というのは現在も変わらない状況にあります。引き続き、これらの課題解決に取り組んでいく必要があると考えております。

　次に、堺第７－３区の航空写真と概要を参考に掲載をさせていただいております。

　堺第７－３区は、昭和４９年から平成１６年の間、産業廃棄物を埋め立てた公共関与の最終処分場という形になっております。現在、埋立てのほうは終了をしております。一部を除き廃棄物が埋まっておりますことから、掘削、杭打ち、重量物設置等が困難であるなどの土地利用の制限はございますけれども、そこの点線囲いに書いてございますように、エコタウンをはじめ跡地利用をしているところでございます。

　次に、検討内容案（案）を御覧ください。

　今まで御説明をさせていただきました現状、課題を踏まえまして、２点について御検討、御審議いただければと考えております。

　１つ目が、今後のエコタウン事業の方向性についてです。具体的には、今後、先導的に整備すべきリサイクル施設について、着目する廃棄物の種類などを御検討、御審議いただければと考えております。

　２つ目は、公募要綱及び選定基準の検討、応募事業者の選定でございます。今後の方向性を踏まえまして、具体的な選定基準等を御検討いただきたいと考えており、こちらのほうにつきましては、部会専決事項としていただければと考えております。

　最後に、その右側、検討スケジュール（案）を御覧ください。

　本日の諮問の後、部会で議論を重ねていただきまして、１２月頃の環境審議会本審におきまして今後のエコタウン事業の方向性についての答申をいただきまして、その後、答申を踏まえ、部会において公募要綱等の検討、策定をし、来年４月から６月に事業者公募、７月頃に部会において事業者を選定、答申という形をいただければと考えております。

　説明のほうは以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

辰巳砂会長　　ありがとうございます。

　それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。御意見等ございます方は、画面をオンにしてお示しいただければと思います。よろしいでしょうか。

　由井委員、どうぞ御発言ください。

由井委員　　また公募要領が出るときで結構なので、そのときにぜひとも、せっかくこうやってやるので、当然、環境に対する効果もそうですけれども、やっぱり投資対効果としては、経済効果というか、経済的な価値ですね。投資対効果をしっかり見極めた公募要領にしていただきたいと思っていますし、あとは、せっかくなので、雇用の創出もしていただきたいと思います。そのあたりもまた公募要領をつくるときに相談させていただければと思います。よろしくお願いします。

辰巳砂会長　　ありがとうございます。

　事務局から何かございますか。

木村資源循環課長　　御意見ありがとうございます。貴重な意見を参考に当方といたしましても、部会のほうできっちりそういう在り方と内容につきましては審議していきたいと思いますので、要綱等出ましたら御説明等もさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

由井委員　　よろしくお願いします。

辰巳砂会長　　御意見ありがとうございました。

　ほかに御発言ございますでしょうか。

平井委員　　大阪公立大学の平井と申します。お尋ねしたいんですけれど、今後のエコタウン事業という部分なんですが、上の写真にあるその点線内のエコタウンという範囲の中で事業を展開するということなんでしょうか。それとも、それ以外の場所にも延長することがあり得るんでしょうか。

辰巳砂会長　　事務局からお願いします。

木村資源循環課長　　エコタウン事業につきましては、基本このエコタウン事業内、現在活用されていない土地七、八ヘクタールほど活用し、公募となるかと思いますが、それ以外にも空いている土地というのは実際ございます。今回の公募で多数の応募等がありました場合は、そちらの空き地の活用も考えていきたいと思っております。そのあたりにつきましても、部会等々と協議、調整、御審議いただいた上で対応を検討していきたいなというふうに考えております。

平井委員　　分かりました。ありがとうございます。周辺にちょっと貴重な動植物が見つかっているものですから、そのあたりの配慮をいただければというふうに思います。

木村資源循環課長　　分かりました。その件につきましては、現在も共生の森等の関係団体と連携しながらいろいろと事業は進めておりますので、その辺も留意しながら対応していきたいと思います。ありがとうございます。

平井委員　　よろしくお願いします。

辰巳砂会長　　ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　事務局のほう、大丈夫でしょうか。

　それでは、御発言はないようですので、今の御意見を出していただく形になりますが、この案件は専門的であるということもございまして、大阪府環境審議会条例第６条第２項の規定により、設置する専門部会で審議していただいたらどうかと思いますが、いかがでございましょうか。もし御異議ございますようでしたら、画面をオンにしてお示しいただければと思います。

　特に御異議ございませんようですので、それでは、新たに設置する部会の運営要領につきまして、事務局から提案があるということでございますので、事務局から説明をお願いいたします。

木村資源循環課長　　それでは、引き続きまして私のほうから、大阪府環境審議会エコタウン事業推進部会運営要領（案）について御説明をさせていただきます。

　資料１－３を御覧ください。

　第１の趣旨につきましては、審議会条例第６条第２項の規定により、環境審議会にエコタウン事業推進部会を置き、その組織、運営を定めるとしております。

　第２の組織につきましては、同条例第６条第３項の規定によりまして、会長に指名していただく委員及び専門委員で組織することとしております。部会の構成人員を本審議会の学識経験者の委員の方から２名程度、それ以外の専門委員の方から３名程度、計５名程度とすることとしております。

　（２）では、部会長設置と選任方法を、同条例第６条第４項の規定によりまして、会長が指名する委員とすることにしております。

　（３）では、職務代理につきまして、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が代理することとしております。

　（４）では、関係者の出席について、部会長が必要と認める場合に、オブザーバーとしての出席を求めることができるとしております。

　第３の会議につきましては、（１）では、招集権者と議長について、いずれも部会長とすることとしております。

　（２）では、定足数について、委員、専門委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができないという形にしております。

　（３）で、部会の議事につきまして、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところとさせていただいております。

　（４）では、審議事項といたしまして、今後のエコタウン事業の方向性、公募要綱及び選定基準、応募事業者の選定を審議することとさせていただいております。

　（５）で、部会の専決事項といたしまして、応募事業者の選定を、同条例第６条第７項により、審議会の決議とすることとしております。

　（６）では、審議会の報告義務といたしまして、部会長は、部会で決議した事項について、次の審議会に報告しなければならないことをそれぞれ定めさせていただいております。

　第４の補則につきましては、この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定めるとしております。

　以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

辰巳砂会長　　ありがとうございます。

　それでは、部会を新設いたしまして、その運営要領は資料１－３のとおりとするということでよろしゅうございますでしょうか。もし御異議ございましたら、画面をオンにしてお示しください。

　特にございません。ありがとうございます。

　それでは、部会長及び、所属委員につきましては、事務局とも相談しまして私が指名させていただくということでよろしいでしょうか。もし御異議ございましたらお示しいただければと思いますが。

　特にございませんようですので、どうもありがとうございました。

　それでは、御異議なしということで、部会で諮問事項を御検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、続きまして、審議事項２番、今後の大阪府環境教育等行動計画のあり方についての答申について御審議いただきます。

　本案は、環境・みどり活動促進部会において御審議いただいたものでございます。

　それでは、増田部会長から御説明をお願いいたします。

増田委員　　今日はウェブの参加で失礼いたします。これから、大阪府環境教育等行動計画のあり方について、環境・みどり促進部会での審議結果の御報告を申し上げたいと思います。

　資料といたしましては、資料の２－１から２－３でございます。

　まず、２－１を御覧いただければと思います。

　令和４年６月８日に、今後の大阪府環境教育等行動計画のあり方について、知事から諮問がございました。環境・みどり促進部会におきましては、昨年９月から本年６月まで、計６回にわたり審議を進めてまいりました。

　審議に当たりましては、まず、学校教育並びに地域でのＮＰＯ活動等の現状に関しまして有識者の皆様から情報提供いただくとともに、企業様から先進事例をお教えいただき、意見交換を実施いたしました。これらの情報収集も踏まえながら作成しました部会報告の本編は資料の２－２、その概要は資料２－３に取りまとめております。

　本日は時間の関係で、資料２－３の概要版を用いて説明させていただきたいと思います。少し字が小さいですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

　まず、Ⅰ、環境教育をめぐる状況等について説明します。

　まず、１の国内外の動向についてですが、（１）国際的な動向に関しましては、気候変動、生物多様性の保全への対応、ＳＤＧｓの達成のため、あるいはその教育面であるＥＳＤの状況を把握しました。これらの状況を踏まえまして、環境教育の取組においては、ＥＳＤあるいはＳＤＧｓ等の取組を踏まえることが強く求められていることを部会で確認した次第です。

　次いで、（２）国内の動向としましては、環境教育等促進法に基づく基本方針が変更され、幅広い体験活動の促進、ＥＳＤに関連する国内実施計画の策定など、小中高等の学習指導要領が改訂され、基本となる理念に先ほどのＥＳＤの考え方が盛り込まれたことを把握しました。

　また、学校教育では、教科横断的に環境教育が取り組まれ、事業者においては、これまで以上に人材育成も踏まえた環境教育への取組の重要性が増していること、並びに、地域におきましては、これまで自治会等の地縁型コミュニティが環境活動の中心的役割を担ってきましたが、少子高齢化あるいはライフスタイルの変化にその活動が縮小傾向にあることを認識いたしました。

　次に、２の大阪における環境教育等の取組に関しましては、まず、現行計画に基づく取組の課題を認識した後、必要となる対応策について議論いたしました。この資料では、黒ポチと矢印で表示しています代表的な３つの項目について説明させていただきたいと思います。

　１つ目の丸は情報発信に関する課題です。ＳＮＳ等の普及により情報発信・収集方法が多様化し、府が環境情報を一元的に管理することが難しくなっています。したがいまして、目的や内容に応じたツールの選択あるいは発信力・伝達力の強化が必要となっています。

　２つ目は人材育成や連携・協働に関する課題でございます。府が実施するボランティア登録制度の登録者数の減少、森づくり等の環境保全活動の参加者の固定化・高齢化、一方、府が直接関与できていない地域の自主的な活動や府民参加が増加しております。したがいまして、こうした活発化するＮＰＯとの連携を深め、協働の輪を広げることが必要だと考えられます。

　３つ目は学習機会や場に関する課題でございます。府や市町村が直接実施する出前講座等は、財源などに限界があります。したがいまして、今後は、多様な主体、担い手の役割分担等、連携等に関する効率的・効果的な展開が必要となっています。

　以上の国内外の動向や取組の現状を踏まえまして、Ⅱに示しております今後の環境教育等の推進について検討いたしました。

　まず１番目、１のめざすべき将来像についてです。

　持続可能な社会をつくるためには、あらゆる主体の参加・活動と多様な形での連携・協働が非常に重要であるとの認識から、黒ポチで示していますように、環境課題と社会・経済課題の関連を理解し、主体的な判断ができる人が育つこと、２つ目のポチ、環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組む実践的な人や組織が育つこと、３番目、各主体の相互協力により環境保全活動の輪が広がり、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐことといった３点を掲げました。

　次に、基本的な方向性でございます。

　喫緊の課題である気候変動と生物多様性の喪失等について学習できるといった方向性を明確化するとともに、あらゆる場と機会において主体的・継続的な活動が実施され、その広がりを意識することといたしました。

　３番目、計画の期間でございますが、現在の大阪府の環境総合計画との連動を踏まえ、２０３０年までとしております。

　次のページに移っていただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

　次に、４番目の推進方策ですが、めざすべき将来像の実現に向け、３つの項目を整理いたしました。縦に３つ整理しております。

　左側から１つ目は、環境教育等を推進するための適切な役割分担です。

　主体といたしましては、府民・地域コミュニティ、学校等、民間団体・ＮＧＯ／ＮＰＯ、今回新たに中間支援団体を掲げ、さらに事業者と行政機関の５つに分類して方策を示すことといたしました。

　中でも、学校では発達段階に分けて期待されます役割を整理し、特に、大学・専門学校において環境活動のリーダーとなる人材を育成することが求められるとしました。

　また、近年、特に注目される事業者におかれましては、事業活動に伴う環境負荷の低減にとどまらず、地域の一員として、地域や学校の環境教育への積極的な参加が必要であるとしています。

　また、行政機関といたしまして、大阪府は、広域行政体として市域を超える課題解決、国や関西広域連合との連携といった広域的取組を支援していくことが求められるといたしました。

　次に、この表の真ん中の段でございます。

　２つ目の環境教育の場と機会の確保に関しましては、学校等と地域並びに事業者のそれぞれにおける場と機会の確保について記載しており、特に四角囲いにはそれぞれの具体的な取組例を例示しております。

　若干説明を加えますと、学校では、幼稚園での自然体験、小中高は多様な体験活動、大学・専門学校では専門性を生かした環境活動の実践を掲げております。

　次の段でございます。地域では、これまでの自治会等の地縁型コミュニティに頼るだけでなく、特定テーマに取り組むＮＰＯ等の取組を期待するとともに、地域にございます博物館等の社会教育施設が学校や地域の環境教育を支援していくことが重要だといたしました。

　左端の３つ目の段でございます。

　推進手法の充実について大阪府が実施すべき取組として、学習ツールの作成と提供、人材の育成と活用、支援制度、情報提供、普及啓発を掲げ、充実させるべき内容を具体的に掲げますとともに、先ほどと同様、水色で四角の中にそれぞれの取組案を例示しております。

　特に２つ目の人材育成・活用では、環境活動に取り組む高校生や大学生が学校教育で学んだ知識や技能等を実社会で生かすことができるよう、民間団体、事業者、行政との連携・協働を促すことが重要だとしております。

　最後に、資料一番下の項目５の計画の適切な進行管理についてでございます。

　現行計画では定量的な指標の設定がされていませんが、次期計画においては、効果的な進行管理が可能となるよう、日常生活や事業活動におけます環境配慮行動の広がり等を計量化できる指標を設定することが求められています。また、大阪府民会議等を活用し、多様な主体が一体となった取組を進めることが求められること、毎年、点検・評価するだけではなく、３年から５年後を目途に施策の進捗状況や効果を把握し、必要に応じて見直しを行うことも必要だと提言しております。

　以上で環境・みどり促進部会での審議結果の報告を終えますが、大阪府におかれましては、この報告を踏まえ、次期計画を適切に作成されますとともに、施策の推進に取り組んでいただきたいと考えています。

　少し時間をいただきました。以上でございます。

辰巳砂会長　　どうも増田先生、ありがとうございました。

　ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

司会（田村参事）　　事務局でございます。ウェブの方におかれましては、御発言、カメラをオンということで会長からございましたけども、挙手ボタンというのもございまして、挙手ボタンを押していただけるとちょっとこちらのほうで把握がしやすくなると思いますので、もし御発言の場合は挙手ボタンも併せて使っていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

辰巳砂会長　　御質問、御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

　それでは、特に御意見ないというふうに判断させていただきまして、この答申につきまして、おおむね御了解いただいたとさせていただいてよろしいでしょうか。

　それでは、本案のとおり環境審議会の答申とさせていただくということで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

辰巳砂会長　　では、異議なしということで、本案を審議会の答申とさせていただきます。どうもありがとうございました。

増田委員　　どうも御審議ありがとうございました。

辰巳砂会長　　ありがとうございました。

　それでは、次に、報告事項に進みたいと思います。

　本日は報告事項が２件ございます。報告事項１の六角クロム化合物に係る排水基準等の見直しについてということで、岸本部会長から御報告をお願いいたします。

岸本委員　　龍谷大学の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

　それでは、資料の３－１のほうを御覧ください。

　六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについてということで、令和５年３月２０日に知事から諮問いただきまして、３月２０日と６月２６日にそれぞれ水質部会を開催しまして審議を行いました。その結果、６月２６日に答申を行いましたので、御報告をさせていただきます。

　なお、大阪府の環境審議会条例及び大阪府環境審議会水質部会運営要領に基づきまして、水質部会の決議を大阪府環境審議会の決議としております。

　答申の本体につきましては、資料の３－２のとおりでございますけれども、資料の３－３のほうに概要版を用意しておりますので、そちらに基づいて説明をさせていただきたいというふうに思います。ということで、資料の３－３のほうを御覧ください。

　それでは、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例及び生活環境保全条例によりまして、有害物質に関する排水基準というものを定めています。

　有害物質のうち、金属の表面処理剤などに利用される六価クロム化合物につきまして、令和４年４月に国のほうで環境基準値の改正がございまして、それまでの０.０５ｍｇ／Ｌ以下から０.０２ｍｇ／Ｌ以下に見直しが行われました。それを踏まえまして、大阪府環境審議会水質部会におきまして、六価クロム化合物に関する排水基準の見直し案を作成いたしました。

　今回の見直しに当たりましては、１のところにお示ししております環境項目に係る排水基準の設定の基本的考え方を踏まえまして検討を行いました。そこに書いてございますように、基本的な考え方は３つございます。

　１つ目が、上水道水源地域におきましては水源の安全性を確保するため、原則として環境基準値を上乗せ排水基準として設定し、法に定める特定事業場に対して適用するということです。

　２つ目が、上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場につきましては、農作物の被害防止などの人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除きまして、法の排水基準を適用するということです。

　３つ目が、生活環境保全条例で定める届出事業場に対しましては、特定事業場と同じ排水基準を適用するということです。

　こうした基本的な考え方を踏まえますと、六価クロム化合物に係る排水基準につきましては、ちょっとその下のほうの２ですね。２のほうの表がございますけれども、こちらのほうの表に示すとおりとなります。

　具体的に申し上げますと、上水道水源地域につきましては、改正された環境基準値の０.０２ｍｇ／Ｌを上乗せ排水基準として設定をし、法の特定事業場及び条例の届出事業場に適用されることになります。一方、上水道水源地域以外の地域につきましては、法の特定事業場に対しては上乗せ条例を適用しないということとしまして、これにより、法で定める排水基準が適用されるということになります。

　なお、国の中央環境審議会におきましては、一律排水基準は環境基準値の１０倍である０.２ｍｇ／Ｌ以下とすること、また、電気メッキ業につきましては、３年間暫定排水基準を適用するとの答申が出されております。

　また、その右のほうの条例の届出事業場につきましては、法の排水基準と同じ基準が適用されることになります。

　排水基準の見直しに当たりまして、府内におきまして六価クロム化合物を使用している７０の事業場全てにつきまして、排出水の実態を確認いたしました。

　その結果、上水道水源地域の既設の特定事業場につきましては、排水濃度が排水基準の見直し案、すなわち０.０２ｍｇ／Ｌですけれども、こちらを上回った事例というものがございましたけれども、放流前の水質検査の徹底等を行うことによりまして、排水基準の見直し案を満足することは可能であるというふうに考えられました。

　また、既設の届出事業場につきましては、排水濃度が排水基準の見直し案、０.０２ｍｇ／Ｌを満足しておりました。さらに、新設の事業場につきましても、排水処理施設の維持管理の徹底等によりまして、排水基準の見直し案を満足することは十分可能であろうというふうに考えております。

　これらのことから、六価クロム化合物に係る排水基準は、先ほどお示ししました表のとおりとすることが適当であろうというふうに結論を得ました。

　それから、３の暫定排水基準のところでございますけれども、これにつきましては、既設事業場、新設事業場ともに排水基準の見直し案を満足できると考えられましたことから、暫定の排水基準を設ける必要はないというふうに判断をいたしました。

　４番の排水基準の適用開始日でございますけれども、こちらにつきましては、上水道水源地域の排水基準については、水道水源保護の観点から可能な限り早期に適用し、上水道水源地域以外の条例の排水基準については、法の排水基準改正に合わせて適用することが妥当だというふうに判断しました。

　５番の既設事業場に対する周知期間の設定につきましては、既に見直し後の排水基準を満足している状況がありますということと、対象事業場が限られておりまして個別に周知できるということから、特定の周知期間を設ける必要はないだろうというふうに判断をいたしました。

　なお、この見直し案につきまして府民意見等を募集しましたが、特に御意見はいただいておりません。

　以上のことを踏まえまして、六価クロム化合物に係る排水基準につきまして、令和５年６月２６日に知事に答申をさせていただいたところでございます。

　答申の概要の説明につきましては以上でございます。

　ということで、今後は、この答申を踏まえまして、府において条例に基づく排水基準の改正等が必要になってまいります。

　ということで、事務局のほうから、排水基準の改正手続等につきまして御説明をよろしくお願いいたします。

橋田環境保全課長　　環境管理室環境保全課長の橋田でございます。失礼しまして座りまして、六価クロム化合物の排水基準の改正につきまして、今後の手続について口頭で御説明いたします。

　六価クロム化合物につきましては、先ほど御説明ありましたとおり、既に環境基準が改正されております。これまで環境基準並みに排水基準を設定しています上水道水源地域につきましては、可能な限り早く排出基準を見直す必要がございます。

　このため、水質汚濁防止法の対象事業場につきましては、本年の９月議会へ上乗せ条例の改正案を提出させていただきまして、御審議いただいた上で、１０月末には施行したいと考えております。また、生活環境保全条例の対象事業場につきましても、同条例の施行規則を上乗せ条例の施行時期と合わせて改正する予定でございます。

　さらに、上水道水源地域以外につきましても、法対象事業所につきましては、国が来年４月頃に排水基準を定める省令を改正する予定でございます。また、条例対象事業者につきましては、この省令改正と合わせまして、生活環境保全条例の施行規則を改正予定でございます。

　私からの説明は以上でございます。

辰巳砂会長　　ありがとうございました。

　それでは、ただいまの御報告に対しまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

　ございませんでしょうか。オンラインのほうもございませんようですので。

　御発言はないようでございますので、この件は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

　それでは、続きまして、報告事項２番、環境保全基金活用事業の審査結果等についてということで、増田部会長から御報告をお願いいたします。

増田委員　　それでは、再度、環境・みどり活動促進部会より御報告をさせていただきます。報告内容は、令和５年度の環境保全活動補助事業の審査結果についての報告でございます。

　資料４を御覧いただければと思います。

　当部会の決議に関しましては、大阪府環境審議条例及び環境・みどり活動促進部会運営要領の規定に基づきまして、大阪府環境審議会の決議とされますが、部会長は、部会で決議した事項については、本審議会に報告しなければならないとされております。ここで報告を申し上げたいと思います。

　令和５年６月６日に開催いたしました第２回環境・みどり活動促進部会において、環境保全活動補助事業の審査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

　本補助事業は、府民の方々や事業者による豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、大阪府環境保全基金を活用して、他の模範となる環境保全活動等に対して補助金を交付するものでございます。

　今回応募のあった案件に関しましては、環境の保全・創造への寄与、波及効果等について審査を行い、審査の結果、この資料に示しておりますように、４件が補助対象にふさわしいものとして認めました。

　まず、１段目の１つ目です。特定非営利活動法人Ｄｅｅｐ　Ｐｅｏｐｌｅによる「フードスマイリング～食でつながる笑顔の輪～」と題した、イベント会場で余剰となったサンプル食品・プラ容器を回収し、子ども食堂に寄贈するフードドライブ事業でございます。

　２つ目は、いばらき竹灯籠実行委員会による「第１０回いばらき竹灯籠」と題したイベントにおける、放置竹林の竹を活用したプラスチックごみ削減と食品ロスの削減のための取組でございます。

　３つ目は、大阪ぐりぐりマルシェ実行委員会における「オーガニックマルシェを舞台に資源循環を考える啓発活動」と題しまして、脱プラ、資源循環に関する講義や体験のワークショップを行う事業でございます。

　最後の４番目は、特定非営利活動法人大阪環境カウンセラー協会による「みんなで考えよう！環境のこと　高齢者・障がい者環境出前講座」と題した、高齢者施設あるいは障がい者施設を対象といたしました脱炭素社会、プラスチックごみ問題、食品ロス対策についての出前講座の事業でございます。

　以上４件が補助対象にふさわしいものと認め決議をいたしましたので、ここに報告をさせていただきました。ありがとうございました。

辰巳砂会長　　ありがとうございました。

　ただいまの御報告に対しまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

益田委員　　大阪公立大学の益田です。どうも御説明ありがとうございました。

　１つだけ教えていただきたいんですけれども。この採用された活動を見ていますと、イベントを対象として活動される方たちが多いようなイメージがあるんですけれども、この活動の中には、こういうイベントを継続的に行っていくとか、そういう、何というか、活動の継続性というものを念頭に入れて皆さん計画されているんでしょうか。それだけちょっと教えていただければと思います。

増田委員　　補助要綱にしたがいまして、３年連続で継続している活動と３年未満の活動に分類して審査を行っています。３年以上継続している活動に関しましては、だらだらといくのがまずいものですから、きっちりとした効果検証をして継続の意義が認められたものに関して採択をしていると、そんな形で展開をしております。これでいいますと、２番、３番、４番は過去にも補助をしたことがございまして、その効果計測等も鋭意取り組んでいるといったところでございます。よろしいでしょうか。

益田委員　　ありがとうございました。その継続の意味って２つあると思うんです。行政がこういう支援を継続することと、それから、被支援者があるとき支援を脱して自立してその活動を継続させていくということが大事で、支援はその活動を継続するためのきっかけになるべきであろうと思うんです。しかし、今のお話を聞いていたら毎年やっておられるというようなことなので、活動主体そのものはきっと継続する意思があってやっておられるんだろうなというふうに理解いたしました。ありがとうございました。

増田委員　　補足しますと、長年に継続するものに関しては、自立財源の確保と自走できるような取組へ展開していってほしいということは事業者に伝達しております。よろしいでしょうか。

益田委員　　ありがとうございました。

増田委員　　事務局、間違いないですよね。今の発言でよろしいでしょうか。

池田課長補佐　　間違いございません。ありがとうございます。

辰巳砂会長　　ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

　特に御発言ないようですので、この件は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

増田委員　　どうもありがとうございました。

辰巳砂会長　　それでは、これで用意していた議題は以上でございますが、全体を通して何か御発言ございますでしょうか。

　特にございませんようですね。

　それでは、事務局から、今後の予定などありましたらお願いいたします。

司会（田村参事）　　事務局でございます。次回の環境審議会につきましては、１２月頃の予定とさせていただいております。また、日程等については個別にまた御相談、調整させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

辰巳砂会長　　ありがとうございます。

　次回、１２月頃という想定です。日程調整の上でまた御連絡したいということでございます。よろしくお願いいたします。

　以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆様、長時間にわたりまして議事進行に御協力いただきまして、大分予定よりも早いですけど、誠にありがとうございました。

　それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会（田村参事）　　辰巳砂会長、進行をどうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、お忙しい中、御出席いただきまして、本当にありがとうございました。

　本日予定をしておりました議事は以上でございます。

　これで本日の審議会を終了させていただきたいと思います。長時間にわたり御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

──　了　──